

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

## 評価実施機関名

筑西市長

## 公表日

令和7年3月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づいた、国民年金に関する各種申請等に伴う受理及び審査事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理</li><li>②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理</li><li>③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理</li><li>④法定免除の届出・受理</li><li>⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求受付</li><li>⑥日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務</li><li>⑦年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供</li><li>⑧年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく支給要件調査対象者等に係る所得情報等の厚生労働大臣への提供及び日本年金機構への年金生活者支援給付金の請求受付及び進達事務</li><li>⑨特別障害給付金に関する届出の受理</li></ul>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金被保険者台帳ファイル (2)年金受給被保険者台帳ファイル (3)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の46の項、116の項、128の項  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2、第59条、第68条の2(第68条の2は令和元年10月1日施行)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民環境部 市民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部 市民課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された申請書等の確認は必ず複数人で行っている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。ほか、特定個人情報の取扱に関して手作業が介在する場合も、複数人での確認を行うようにしている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等(会計年度職員を含む)に対し、セキュリティ研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月13日	②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づいた、国民年金に関する各種申請等に伴う受理及び審査事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 (略)	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づいた、国民年金に関する各種申請等に伴う受理及び審査事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 (略) ⑦年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勸奨や免除勸奨に必要な情報提供 ⑧年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく支給要件調査対象者等に係る所得情報等の厚生労働大臣への提供及び日本年金機構への年金生活者支援給付金の請求受付及び進達事務	事後	定期的な見直しに合わせて追記
令和1年6月13日	3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、95の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2、第68条の2(第68条の2は令元年10月1日施行)	事前	法改正に伴う追記
令和1年6月13日	しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成30年6月12日時点	令和元年6月13日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年6月13日	しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成30年6月12日時点	令和元年6月13日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年6月25日	②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づいた、国民年金に関する各種申請等に伴う受理及び審査事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 (略) ⑦年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勸奨や免除勸奨に必要な情報提供 ⑧年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく支給要件調査対象者等に係る所得情報等の厚生労働大臣への提供及び日本年金機構への年金生活者支援給付金の請求受付及び進達事務	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づいた、国民年金に関する各種申請等に伴う受理及び審査事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 (略) ⑧年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく支給要件調査対象者等に係る所得情報等の厚生労働大臣への提供及び日本年金機構への年金生活者支援給付金の請求受付及び進達事務 ⑨特別障害給付金に関する届出の受理	事後	定期的な見直しに合わせて追記
令和2年6月25日	3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、95の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2、第68条の2(第68条の2は令元年10月1日施行)	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、83の項、95の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2、第59条、第68条の2(第68条の2は令元年10月1日施行)	事後	定期的な見直しに合わせて追記
令和2年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	令和元年6月13日時点	令和2年6月14日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和元年6月13日時点	令和2年6月14日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年11月7日	しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	令和2年6月14日時点	令和4年11月7日時点		
令和4年11月7日	しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和2年6月14日時点	令和4年11月7日時点		
令和5年6月23日	II-1 一つ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	II-2 一つ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和7年2月14日	3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、83の項、95の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2、第59条、第68条の2(第68条の2は令和元年10月1日施行)	番号法第9条第1項、別表の46の項、116の項、128の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第24条の2、第59条、第68条の2(第68条の2は令和元年10月1日施行)	事後	法改正に伴う修正
令和7年2月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	事後	法改正に伴う修正
令和7年2月14日	しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	令和5年6月23日時点	令和6年10月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年2月14日	しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和5年6月23日時点	令和6年10月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年2月14日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	事後	見直しによる変更
令和7年2月14日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[ ]	事後	見直しによる変更
令和7年2月14日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[ ]	事後	見直しによる変更
令和7年2月14日	8.人手を介在させる作業	(なし)	[ ]人手を介在させる作業はない	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年2月14日	8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(なし)	[十分である]	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年2月14日	8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(なし)	特定個人情報記載された申請書等の確認は必ず複数人で行っている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。ほか、特定個人情報の取扱に関して手作業が介在する場合も、複数人での確認を行うようにしている。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年2月14日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	9)従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年2月14日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	[十分である]	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年2月14日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(なし)	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等(会計年度職員を含む)に対し、セキュリティ研修を実施している。	事後	様式変更に伴う追加項目